

預貯金通帳等の写しについて

配偶者がいる方は、配偶者名義の通帳等についても本人と同様に写しの提出をお願いします。

※別居の配偶者の方、事実婚・内縁関係の方も対象になりますので、提出をお願いします。

所有する全ての預貯金等に関して、書類の写しを提出していただきます。

【写しを提出していただく対象となるもの】

預貯金（普通・定期）、投資信託、有価証券（株式、国債等）

※自動積立形式の預貯金がある場合、定期預貯金の証書の写しが必要です。

【預貯金等の対象とならないもの】

生命保険、自動車、腕時計、時価評価が把握できない貴金属、絵画等

通帳の場合は、下記の①②について写しをご提出ください。

① 表紙をめくった最初の見開きページ



口座の情報がわかるもの

- 金融機関名
- 支店名
- 口座番号
- 口座名義人

② 申請日から2か月前までの期間に記帳した最終ページ

普通預貯金や定期預貯金等、全ての口座が該当します。

最終ページで直近2か月以内の最終取引日が確認できない場合は、繰越し前の古い通帳の写しもあわせてご提出ください。

総合口座の定期預貯金がある場合は、対象となる定期預貯金のページの写しが必要です。



※預貯金等の写しは、A4サイズでお願いします。

通帳のサイズに揃えて、切り取る必要はありません。